

○松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金支給規則

平成24年3月30日

松戸市規則第19号

改正 平成24年6月29日規則第60号

平成27年12月28日規則第75号

(目的)

第1条 この規則は、高齢者、要介護認定者及び障害者（以下「高齢者等」という。）の世帯において、その居住する住宅に家具転倒防止器具等の取付けを行った場合に、当該取付けに要する費用について助成金を支給することにより、地震による家具等の転倒等の被害から高齢者等の身体の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 たんす、食器棚、本棚その他これらに類する床置き型の家具並びにテレビ、冷蔵庫及びつり下げ型照明器具をいう。
- (2) 家具転倒防止器具等 家具等の転倒又は落下を防止するために有効な器具及びガラスの飛散を防止するために有効なフィルムをいう。
- (3) 要介護認定者 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項又は第2項に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者をいう。
- (4) 障害者 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級の障害のあるもの

イ 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日障第329号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に規定する1級の障害のあるもの

(助成対象者)

第3条 助成金の支給を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲

げる要件の全てを満たす者のみで構成される世帯の世帯主とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 家具転倒防止器具等の購入及び取付けを行った日において年齢が65歳以上の高齢者又は65歳未満の障害者若しくは要介護認定者であること。
- (3) 第5条第1項の申請書を提出する日の属する年度（当該申請書を提出する日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分に係る市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税であること。

（助成対象費用及び助成金の額）

第4条 助成金の支給の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、助成対象者の世帯が居住する住宅において、家具等に家具転倒防止器具等を取り付けるため、家具転倒防止器具等の購入及び取付けに要した費用とし、助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 65歳未満の障害者（要介護認定者を除く。）のみで構成される世帯 助成対象費用の額とし、その額が10,000円を超える場合は10,000円とする。
- (2) 前号に掲げる世帯以外の世帯 助成対象費用の額の10分の9に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、その額が9,000円を超える場合は9,000円とする。

2 助成金の支給は、助成対象者の世帯が居住する住宅当たり助成対象費用につき1回限りとする。ただし、当該住宅を建て替えた場合は、再度この規則による助成金の支給を受けることができる。

（支給申請）

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金支給申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、助成対象費用の支払をした日の翌日から起算して1年を経過する日までに、市長に提出しなければならない。ただし、申請者及び当該申請者の属する世帯員の同意を得て市長が公簿等によって確認できるときは、第1号及び第2号の全部又は一部の書類を省略することができる。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 世帯全員の市町村民税の非課税証明書
- (3) 助成対象費用の内訳がわかる領収書

- (4) 家具転倒防止器具等の取付け前後の状況を証する写真
- (5) 申請者が、家具転倒防止器具等の取付けを行う住宅の所有者でない場合において、
取付けを行うことにより、住宅本体の形状に変更が生じるときは、当該住宅の所有者の
同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類
(助成金の支給決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、速やかに助成金の支給の可否を決定し、松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金支給決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、虚偽その他不正な手段により助成金の支給を受けた者があると認めたときは、その者に対して既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行し、同日以後の助成対象費用に係る助成金の支給から適用する。

附 則（平成24年6月29日松戸市規則第60号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年12月28日松戸市規則第75号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金支給申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者 住 所 松戸市
 (世帯主) 氏 名 印
 電 話 ()

松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

	ふりがな 氏 名 (生年月日)	区 分	個人番号
世帯主	(年 月 日)	<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 65歳未満で要介護認定 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級	
世帯主以外の世帯員	(年 月 日)	<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 65歳未満で要介護認定 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級	
	(年 月 日)	<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 65歳未満で要介護認定 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級	
	(年 月 日)	<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 65歳未満で要介護認定 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級	
住宅所有区分	<input type="checkbox"/> 持ち家(世帯員の所有を含む) <input type="checkbox"/> 借家・借間 <input type="checkbox"/> その他()		
支給申請額	円		

振込口座 (申請者)	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	支店	普通・当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

第 号

住 所
氏 名

松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金支給決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金について審査の結果、下記のとおり支給決定(却下)しましたので通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

1 次のとおり決定します。

助成金額 円

2 次の理由により申請を却下します。

(理由)

第1号様式

第2号様式